

「万引防止対策・都道府県実態調査」

～都道府県における「万引防止協議会」設置等の万引対策の実態を調査～

平成16年9月24日

日本EAS機器協議会

電子商品監視（EAS）装置のメーカー・ディーラー23社で構成する日本EAS機器協議会（本部・新宿区）ではこの程、近年我が国でも社会問題化してきている万引犯罪に対する地域ぐるみの取り組みに関して、都道府県庁ないしは警察本部における万引防止対策の実施状況を調査した。

本調査の結果、官民一体となった「万引防止対策協議会」を設置する都県が増加しており、またその半数はこの1～2年の間に設置されていることから、店頭における万引犯罪の急増を反映して、万引防止対策が単なる小売・サービス業の経営問題を越えて、治安の維持、青少年の健全育成、安心安全な買物環境の提供等、社会的な関わりを強めていることを示していると考えられる。

特に東京都の「万引防止協議会」では、「業種別実態調査」を実施した他、「万引きをさせないための行動計画」をまとめ、販売店、学校・PTA、警察、古物商等、関係する各主体がそれぞれどのような取り組みをすべきかの具体的な方向を示している。

また、宮城県警では「万引き防止モデル基準(例)」をまとめ、小売・サービス業において、万引を未然に防ぐために必要な従業員等の行動基準、万引されないような店舗環境の設計基準、万引前兆行動の見分け方と対応要領、の具体的マニュアルを提供している。この他、小売・サービス業を定期的に集め、万引犯罪動向の周知・対応の徹底等のための研修会を開催している例もある。

一方、業種別小売・サービス業団体の中にも、万引防止対策のための委員会等が立ち上がってきており、これら都道府県の設置する協議会に代表者の派遣を求められているが、都道府県間で作業の重複も目立ってきている。全国共通の対策検討と、地域ごとに特有な対策検討とを仕分けて作業を進めることが必要な段階に来ていると考えられる。

1. 調査概要

- (1)調査期間：平成16年7月下旬～8月中旬
- (2)調査方法： 都道府県公聴広報部門に対するアンケート票の郵送配布・FAX回収
(公聴広報部門を通して都道府県担当部課ないしは県警察本部等に回送・回答のケースを含む)
上記回答部課の一部に対する訪問面接調査
- (3)回収・実施状況： 発送47、回収28（調査票回収23＋別途聴き取り5）
9サンプル（埼玉県庁、滋賀県庁、東京都庁、広島県庁）

2. 調査結果の概要(ポイント)

A. 都道府県の主な万引防止対策

(1) 関係者の組織化

「万引防止協議会」の設立

- ・ 構成員としては、小売業、サービス業、古物商、警備業、小中高等学校、教育委員会、都道府県、警察、PTA、ボランティア等に係る事業者ないしは団体。小売業者・商業者団体のみをメンバーとする協議会(福岡)もある。
- ・ 組織主体としては、都道府県等が組織するもの(東京都、埼玉県、横浜市)と、事実上県警が組織するもの(石川県警、富山県警、福岡県警、宮城県警)の2類型が見られる。
- ・ 名称は、「万引防止協議会」(東京)、「万引防止推進協議会」(埼玉)、「万引防止連絡協議会」(石川)、「万引防止対策協議会」(富山、宮城)、「青少年万引防止連絡協議会」(福岡)、「万引防止横浜モデル協議会」(横浜)等。
- ・ 運営形態としては、公費(東京、埼玉、横浜)、公費+会費制(石川、富山、福岡、宮城)。
- ・ 設立時期としては、昭和年代(富山:57年11月、福岡:62年11月)のもの、平成に入ってからのも(宮城:平成14年12月、東京:平成15年10月、横浜:平成15年10月、石川:平成15年10月、埼玉:平成16年6月)があり、過半がここ2年間の設立。
- ・ 協議会の機能としては、万引防止対策を小売業の経営問題からだけでなく、青少年の健全育成、安心安全な買物環境の維持等、地域社会全体の問題として捉え、解決を図っていく点が共通。
- ・ 具体的な活動としては、キャンペーンの展開、実態調査の実施、ガイドライン・マニュアル等の作成配布、ポスター・ステッカーデザイン募集・作成配布、教育活動(防犯教室、シンポジウムの開催)、相談活動、市民活動(ボランティアによる小売店パトロール等)等。なお、協議会を持たずに上記のような活動を行っている都道府県もある。
(広島では、子どもたちの万引を減らすことに狙いを絞り、協議会形式ではないものの、県と県警、県教委が「少年犯罪防止緊急プロジェクト」を組織して活動。)
(東京では警視庁が「すり・置引・万引防止対策会議」を開催、百貨店・総合スーパー・コンビニ・レコード商・書店・ドラッグストア・DIYホームセンター・カー用品等多業種の小売業者を集めて、これまでの取り組みと今後の対策について検討。警視庁内。参加約130名。<平成16年5月18日>)

小売業者の定期的会合の開催

- ・ 万引被害に遭っている小売業等を定期的集め、犯行形態(単独犯か複数か)、犯行時間、被害商品・金額、防犯上の留意点等に関する検討会を開催。(鳥取、石川、富山)

「青少年の非行問題に取り組む強調月間」等で関係者の会合を実施

(例・滋賀：今年7月の強調月間に、大手小売業者、警察、県庁、学校関係者を集め、万引防止対策に関する意見交換を実施。広島：今年5月に小売業者約30社、地域活動者10名、警察・県庁等が集まり「起こそうアクション推進会議」)

(2) 万引防止キャンペーンの実施

標語・スローガンの募集・選定、キャンペーンの実施

- ・ 県下で標語を募集・選定し、学校の夏休み、冬休み前等の時点を捉えて期間限定のキャンペーンを実施する。

(例・石川：「ストップ・ザ・犯罪・石川っ子」平成16年7月21日～8月31日、県内800店の小売店に大型ポスターを配布・掲示、他に幟り旗も準備、鳥取：「万引はしない、させない、許さない」、広島：「減らそう万引！起こそうアクション！」、「子どもらを皆で見守る地域のパワー みんなわしらの子どもじゃけん！」(万引防止宣言)、岩手：「万引防止チャレンジ作戦」、沖縄：「犯罪を減らす、ちゅらさん運動」)

ポスターの作成配布

- ・ 県下小中高等学校(美術部等)を対象に、ポスター・コンクールを実施し、入選作を印刷して駅、公共施設、学校、小売店舗等に配布・掲示。(滋賀、鳥取、石川、富山、福岡)

ステッカーの作成貼付

- ・ 万引防止対策を実施した店舗を示すステッカーを作成し、店頭に掲出して予防効果を狙う。(富山、石川、鳥取、高知)
- ・ 地域ぐるみの万引防止キャンペーンの一環として、宅配事業者の協力を得て宅配車両にステッカーを貼付したり、市内電車の横腹に横断幕設置の協力を得たりしている。(広島)
- ・ 後出「万引防止モデル基準」を満たした小売店舗を認定し、「万引防止モデル基準店」のステッカーを配布、店頭に掲付させている。(石川、愛媛)

パンフレット・チラシの作成・配布

- ・ キャンペーン、ポスター、ステッカー活動等の概要を知らせたり、実態調査結果を要約して報知したりすることを目的にパンフレット・チラシの作成・配布を実施。(福岡、高知他)

(3) 実態調査の実施

万引被害実態調査の実施

- ・ 小売業における万引被害の実態調査を実施。(東京：レコード商、CDビデオレンタル商、テレビゲーム商、コンビニ、商店街の5業種+書店、ドラッグストアの7業種を対象<平成16年2～3月>、石川：コンビニ、ドラッグストア、書店、大型スーパー等を対象<平成15年8月>)

万引犯罪意識調査の実施

- ・ 学生を対象に、万引に対する意識調査を実施。(東京：都内在学の中学・高校生約1400)

名を対象。〈平成 16 年 2 月〉、埼玉：計画中、福岡：県内中学生約 1600 名を対象。〈平成 15 年 10 月～11 月〉)

(4) 万引防止行動計画・ガイドライン・環境設計基準等の策定・公表

行動計画の策定

- ・ 地域の小売業者、学校・PTA、警察、古物商等、万引犯罪に関係する各主体に対して、それぞれどのような取り組みをすべきかの具体的な行動を示す「万引させないためのアクションプラン」を策定し、公表する。(東京：平成 16 年 7 月)

万引防止ガイドライン・環境設計基準等の策定・公表

- ・ 万引を未然に防ぐために必要な従業員等の行動基準、万引されないような店舗環境の設計基準、万引前兆行動の見分け方と対応要領の具体的マニュアルを策定し、公表する。(宮城：「万引防止モデル基準」(例) 11 頁〈平成 14 年 12 月〉、他に秋田、鳥取、石川、富山、高知等。) 広島：「万引防止マニュアル」12 頁、〈平成 16 年 8 月〉。

(5) 教育活動

犯罪防止教室の開催

- ・ 学校の授業時間に県警あるいは地元警察署職員等が講師として出向き、専用テキスト、パワーポイント資料、VTR 教材、紙芝居等を用いて教室を開催。(広島：「犯罪防止教室」、鳥取：「非行防止教室」、石川：「ピュアキッズスクール」、富山：「非行防止教室」)

体験実践講座の開催

- ・ 警察に学生を 10 人程度単位で招いて、犯罪に巻き込まれないための実践的内容をレクチャー。(石川)
- ・ PTA を対象に「PP 連絡会」を開催、子ども達が犯罪に巻き込まれないようレクチャー。(石川)

万引防止シンポジウムの開催

- ・ 地域の小売業者、学生・教員・PTA、自治体、警察、古物商等、様々な関係者を一堂に集め、万引防止対策等を検討し、一般の関心を喚起するためのシンポジウムを開催。(宮城：「万引防止フォーラム」仙台南内 参加約 500 名 〈平成 14 年 12 月 6 日〉、横浜：「Stop the 万引 横浜モデル シンポジウム」パシフィコ横浜 〈平成 15 年 12 月 14 日〉、東京：「万引防止シンポジウム」都庁内 参加約 450 名〈平成 16 年 3 月 6 日〉、埼玉：計画中)

(6) 相談活動

少年サポートセンター

- ・ 少年サポートセンター所属の「少年警察補導員」(警察官ではなく警察事務職員) が非行・交友・学校問題等の相談とともに、万引犯罪に関する相談、街頭補導等の活動を行

っている。(鳥取、富山、福岡等)

- ・ 福岡では、「万引犯罪意識調査」の企画・分析・報告書の作成は少年警察補導員が行った。

ボランティア少年補導員、青少年育成推進員

- ・ 地域には小学校区に 1 人程度の割合で民間人ボランティアによる「青少年育成推進員」(埼玉)あるいは「ボランティア少年補導員」(石川、富山、島根)等が任命されている。町村合併による警察の統廃合、警察予算の縮減が一般的な現状では、民間人ボランティアの活用がポイントとなっている。相談活動、街頭パトロール活動にも多くのボランティアが動員されている。

(7) その他

条例の制定、改正、制定準備

- ・ 青少年が万引犯罪に巻き込まれるのを防止する条件を整備するため、条例の制定ないしは、一部改正。東京：「青少年健全育成条例」の改正(古物売買等の制限)、群馬「青少年保護育成条例」の一部改正(換金目的の古本売買等の制限)、千葉：「安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」の制定、北海道：「安全・安心まちづくり条例」制定準備中、熊本：「安全・安心まちづくり条例」制定準備中。

団体補助

- ・ 「初発型犯罪防止」を推進する団体に補助金交付。(京都)

IT の活用

- ・ 「安全なまちづくり IT 活用推進協議会」の設立、防犯カメラの活用。(大阪)

市民活動

- ・ 町内会、ラジオ体操会、老人クラブ等、民間人ボランティア・グループによる小売店舗巡回パトロールは万引抑止力があるとされているが、小売店舗側や一般客を驚かせないためには来店予告が必要であり、県庁あるいは県警が「行政ブランド」を活用して、電話連絡、腕章の貸与等、必要な準備作業を行っている場合がある。(鳥取)

報道機関の協力要請

- ・ 万引防止運動の早い段階から地元新聞に入ってもらい、運動の広報部門を分担してもらっているケースがある。(広島：中国新聞「減らそう万引」シリーズ)

B. 都道府県の抱える課題

(1) 万引等の初発型犯罪の増加による犯罪件数の増加と見掛け上の検挙率の低下

- ・ 自転車盗、オートバイ盗、万引の 3 罪種による犯罪総量の増加が刑事犯罪の検挙率の低下をもたらしている。

(2) 万引の組織犯罪化・外国人犯罪化・凶悪化

- ・組織犯罪者による万引犯罪の比率が高まり、犯罪形態が高度化・大規模化・広域化してきている。外国人犯罪に関しても同様。対策が立てにくい。
- ・万引犯罪が凶悪化・悪質化してきており、対策が立てにくい。

(3) 警察のマンパワー不足

- ・万引犯罪の専任者は大きな県警でも数人。警察署単位では専任者がいないケースも多い。また、市町村合併に伴う警察機構のスリム化で警察のマンパワーは絶対量が不足。民間ボランティアの活用、予防措置・事後措置の標準化、効率化が求められている。

(4) 警察の予算不足

- ・同様に、警察予算の縮減で、万引防止対策に充てる予算も絶対量が不足。

(5) 万引被害者・小売業の協力姿勢

- ・万引防止対策の受益者は、一義的には小売業。しかし、万引防止協議会運営費醸金への協力、万引防止ポスターの掲出、ステッカーの貼付等への協力姿勢は必ずしも高くない地域が多い。

(6) 小売業団体地元支部の協力姿勢

- ・関係小売業団体地元支部の中には、人材がおらず万引防止協議会に代表を送ることが困難なものも多い。このため、中央本部からの代表派遣に頼ることになるが、中央本部の人材は地元事情に不案内。また、協議会数が増えてくると、重複部分が増加し、作業が煩瑣となって、次第に協力を得られなくなる。協議会の交通整理が必要。

(7) 中古品市場に関する目配りが重要

- ・万引の組織犯罪化・外国人犯罪化の進展に伴って、換金場所としての中古品市場に対する目配りが万引防止対策上、必須。(贓物売買についての目配りも必要)

(8) 統計データ、万引犯罪調査の不足

- ・我が国では万引犯罪(外引き・内引き)に関する公的な統計データや、実証実験データ、ケーススタディ等が無いため、行政的な予算要求、民間企業における設備投資、損害保険等における商品開発等に支障をきたす。都道府県レベルでも対策の定量的な根拠を探すのが難しい。

(9) 業界団体、他の都道府県に関する情報の不足

- ・特に地方においては、万引犯罪に関しては、小売業、サービス業、警備業、万引防止機器等関連する業界団体の情報が不足。また、他の都道府県でどのような万引防止対策を講じ、

どのような効果を得ているのかに関する情報も不足。

(10) その他

- ・多くの業種別小売業団体が「万引防止キャンペーン」を計画し、ポスターを準備している。ポスターの発行者欄には「 県」ないしは「 県警本部」、「 県警察」の文字を入れたがるのが一般的だが、手続きが不分明であり、戸惑っているケースがある。手続きの標準化、簡素化が望まれる。
- ・警察当局による万引犯罪統計は届出件数（＝警察側から見れば認知件数）であり、万引発生件数の10分の1以下といわれている。届出件数が極端に少ないのは、届出に要する時間と時間帯（繁忙期）等を勘案した費用対効果の低さであり、被害者からは見直しが要求されている。
- ・同様に、東京都「万引させないための行動計画」等が、万引が発生してしまった場合の全件警察通報・学校通報を現実に担保するための迅速な処理、効率的な制度の運用が求められる。

3. 本実態調査結果の今後の活用

- ・万引をはじめとする犯罪に対する地域ぐるみの防犯体制をさらに広域に拡大していくためには、関連団体と地元自治体との間の連携が一層必要であると考えられるが、都道府県における万引防止対策の現状は、これまでどこからも把握されてこなかった。
- ・本実態調査は、都道府県における「万引防止協議会」等の設置状況をはじめ、万引防止対策一般の実施状況を明らかにしたものである。
- ・一方、業種別小売業団体においては、日本チェーンドラッグストア協会、日本電気大型店協会、日本レコード商組合、自動車用品小売業協会、日本CD・ビデオレンタル商業組合等で万引防止ないしは防犯対策専任組織が設立されている。
- ・本実態調査結果によって、都道府県別の万引防止対策というヨコ系が、小売業団体別の万引防止対策というタテ系と組み合わせられ、効果的かつ効率的な成果が得られることが期待される。